

令和4年4月1日から 伐採及び伐採後の造林の届出制度が変わります

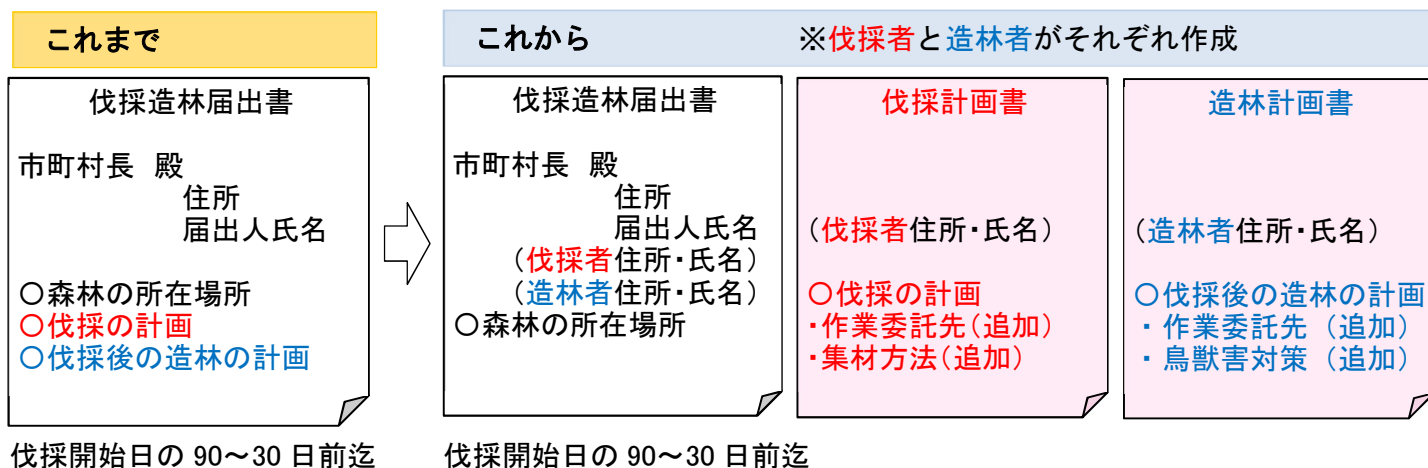
令和3年6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画に基づき、適正な伐採と更新の確保を図るべく、森林計画制度運用の見直しがなされました。

伐採者と造林者の役割等の明確化を図るため、伐採及び伐採後の造林の届出制度も変更され、令和4年4月1日から施行されます。

主な変更点については、下記のとおりです。

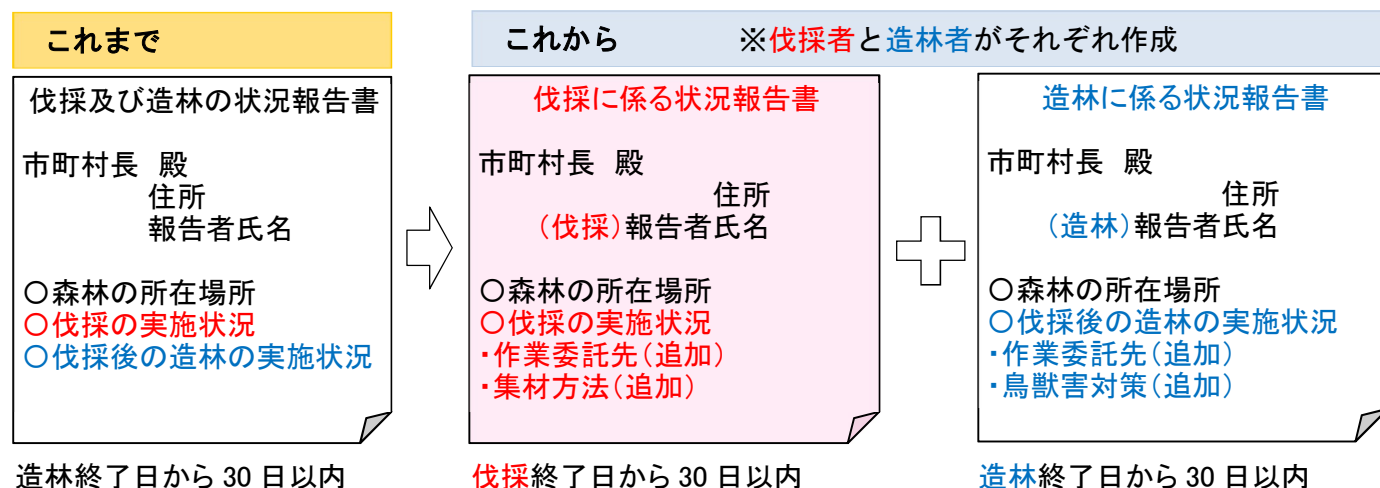
[伐採前の届出]

- ・伐採及び伐採後の造林の届出書に「伐採計画書」と「造林計画書」が追加され、様式が1枚から3枚に変更された。
- ・「伐採計画書」と「造林計画書」は、伐採者と造林者がそれぞれ作成し、届出書に添付して提出する。（伐採者と造林者が異なる場合は連名）
- ・伐採計画書に作業委託先、集材方法を追加して記載する。
- ・造林計画書に作業委託先、鳥獣害対策を追加して記載する。



[伐採後の報告]

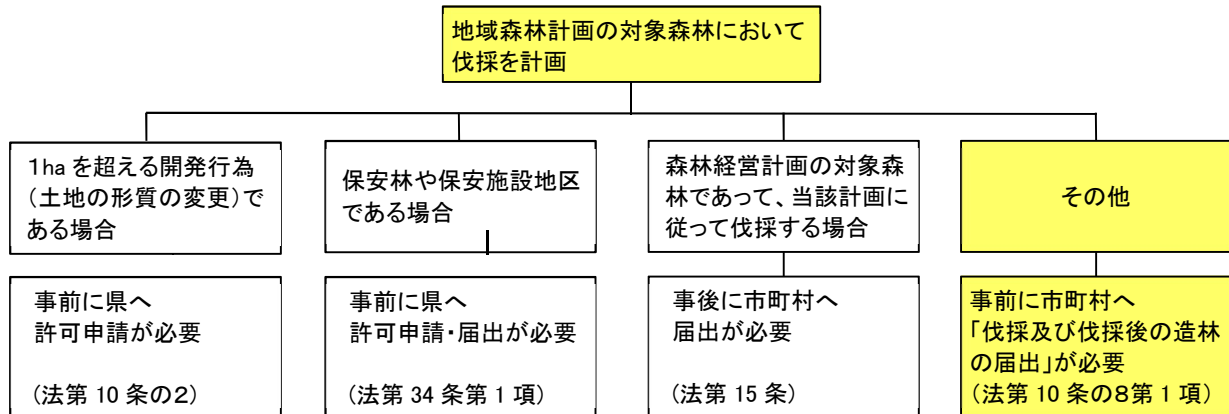
- ・伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に新たに「伐採に係る森林の状況報告書」が加えられ、様式が1枚から2枚に変更された。
- ・「伐採に係る状況報告書」と「造林に係る状況報告書」は、伐採前の届出を行った伐採者と造林者が、伐採又は造林の作業終了後にそれぞれ作成し、2回に分けて提出する。



伐採及び伐採後の造林の届出制度(法第 10 条の 8 及び第 10 条の 9)について

地域森林計画の対象となっている民有林（森林法第 5 条に規定する都道府県知事がたてる地域森林計画の対象とする森林。以下「地域森林計画対象森林」という。）において立木を伐採する場合に適用します。

なお、地域森林計画対象森林であっても、保安林や保安施設地区に指定されている場合や森林経営計画がたてられている森林において当該計画に定められている伐採をする場合には、別の手続が必要となります。



届出書の提出を要しない場合(法第 10 条の 8 第 1 項)

- 1 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者が伐採する場合
- 2 法第 10 条の 2 第 1 項の林地開発許可を受けた者が伐採する場合
- 3 法第 10 条の 15 第 1 項に規定する公益的機能維持増進協定に基づいて伐採する場合
- 4 森林経営計画において定められている伐採をする場合
- 5 測量又は実地調査を目的に法第 49 条第 1 項の許可を受けて伐採する場合
- 6 法第 188 条第 3 項（立入調査等）の規定に基づいて伐採する場合
- 7 特用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 8 自家用林として市町村長の指定を受けた森林を伐採する場合
- 9 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合
- 10 除伐する場合
- 11 その他農林水産省令で定める場合
 - (1) 国又は都道府県が保安施設事業、砂防工事又は地すべり防止工事若しくはばた山崩壊防止工事を実施するため伐採する場合
 - (2) 法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合
 - (3) 倒木、枯死木又は著しく損傷した立木を伐採する場合
 - (4) こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合

届出者

森林所有者又は伐採業者等で立木を伐採する権限を有している者
(伐採する(権限を有する)者と、造林を行う(権限を有する)者が異なる場合は、連名で届け出てください。)

届出先

伐採しようとする立木の所在する市町村